

公取企第96号  
20210907中序第2号  
令和3年10月1日

事業者団体 代表者 殿

公正取引委員会事務総長  
(公印省略)

中小企業庁長官  
(公印省略)

#### 下請取引適正化推進月間の実施について

貴団体におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、感謝いたしております。

公正取引委員会及び中小企業庁では、従来、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであり、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っております。

（なお、取引適正化に関連して「価格交渉促進月間」を9月に実施しましたが、これは、「下請取引適正化推進月間」の取組のうち、親事業者・下請事業者間の「価格交渉」の促進に関連する事業などを前倒し、集中的に実施したという位置づけになります。また、公正取引委員会では、「価格交渉促進月間」における活動の一環として、令和3年9月8日に「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を公表しております。）

本年度においても、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び各地方事務所等並びに中小企業庁事業環境部取引課及び各経済産業局等において、それぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしました。下請事業者を含む事業者等への本事業の広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

# 11月は下請取引適正化推進月間です

## 令和3年度下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

### トラブルの 未然防止に 発注書面

11月は下請取引適正化推進月間です。全国において、下請取引適正化推進講習会（参加費無料）を開催（オンラインによる非対面方式）するほか、公正取引委員会（本局及び地方事務所等）や中小企業庁及び経済産業省の地方経済産業局等で、下請取引に関する相談等にも応じています。詳しくは次の連絡先にお問い合わせください。

公正取引委員会	中小企業庁
不当なしわ寄せに関する下請相談窓口 フリーダイヤル 0120-060-110 【受付時間】10:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く。) (ホームページ <a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a> )	事業環境部取引課 03-3501-1732 (ホームページ <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/">https://www.chusho.meti.go.jp/</a> )
北海道事務所 011-231-6300	北海道経済産業局 011-700-2251
東北事務所 022-225-8420	東北経済産業局 022-221-4922
取引部企業取引課 03-3581-3375	関東経済産業局 048-600-0325
中部事務所 052-961-9424	中部経済産業局 052-589-0170
近畿中国四国事務所 06-6941-2176	近畿経済産業局 06-6966-6037
中国支所 082-228-1501	中国経済産業局 082-224-5745
四国支所 087-811-1758	四国経済産業局 087-883-6423
九州事務所 092-431-6032	九州経済産業局 092-482-5450
沖縄総合事務局総務部 公正取引室 098-866-0049	沖縄総合事務局経済産業部 098-866-1755

下請取引については、「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法」による振興基準において、親事業者（発注者）の義務や禁止行為のルールなどが定められています。公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的に下請取引の実態を調査し、下請取引適正化のための指導を行っています。

#### 下請代金支払遅延等防止法

##### 【親事業者の義務】

- 取引条件等を記載した注文書の交付
- 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- 下請代金の支払期日を定めること
- 遅延利息の支払

##### 【親事業者の禁止行為】

- 受領拒否
- 下請代金の支払遅延
- 下請代金の減額
- 返品
- 買いたたき
- 物の購入強制・役務の利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

#### 下請中小企業振興法

##### 【振興基準】

- 下請事業者の生産性の向上、品質・性能の改善
- 発注内容の明確化、発注方法の改善
- 下請事業者の施設・設備の導入、技術の向上、事業の共同化
- 対価の決定方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
- 下請事業者の連携の推進
- 下請事業者の自主的な事業の運営の推進
- 下請取引に係る紛争の解決の促進
- その他下請中小企業の振興のため必要な事項（下請ガイドラインや自主行動計画に基づく業種特性に応じた取組、知的財産の取扱いについてなど）

[トラブルの 未然防止に 発注書面 ]

～11月は下請取引適正化推進月間です～

公正取引委員会／中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請代金支払遅延等防止法（通称下請法）及び下請中小企業振興法（通称下請振興法）の普及啓発を図っています。

下請取引適正化推進講習会を開催するほか、下請取引に関する質問等にも応じています。

詳細は、公正取引委員会のホームページ（<https://www.jftc.go.jp/>）又は中小企業庁のホームページ（<https://www.chusho.meti.go.jp/>）を御参照ください。

# 最低賃金の引上げ等に伴う不正当なしわ寄せ防止に向けた 中小事業者等取引公正化推進アクションプラン

令和3年9月8日  
(令和3年10月1日改定)  
公正取引委員会

■令和3年8月、「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」における「中小企業等の活動向上に関するワーキンググループ」において、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すべく、**本年9月の「価格交渉促進月間」の実施に当たって、関係省庁間で連携して取り組んでいくこととした。**

■公正取引委員会は、最低賃金の引上げ等に伴い、買いたたき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、**「価格交渉促進月間」における活動の一環として、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を取りまとめ、以下とのおり対策の強化を進める。**

## ①下請法等の執行強化

### ②相談対応の強化

### ③不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

9月  
価格交渉  
促進月間

- 注意喚起文書による親事業者に対する要請の実施

10月  
下請法違反被疑事実等に係る情報収集  
の取組強化

- ①下請事業者に対する定期調査  
-「買いたたき」の指導実績が多い業種や口コミ等に影響が出ているところ  
-最低賃金の引上げを含む労務費や原材料価格の上昇の影響に関する質問追加
- ②荷主と物流事業者との取引に関する書面調査やその他の優越的地位の濫用規制及び下請法に関する実態調査  
-最低賃金の引上げ等に伴う影響や取引先との価格交渉の状況に関する質問追加

11月  
下請取引  
適正化  
推進月間

- アクションプランの策定と周知徹底  
-買いたたきに関する下請法上の考え方の方の明示・周知徹底（Q & A追加）

- 不当なしわ寄せに関する下請  
相談窓口の設置  
・オンライン相談会の実施
- 不当なしわ寄せに関する下請  
相談窓口のフリーダイヤル化

12月  
以降

- 参考（Q & A）：最低賃金の引上げにより労務費等のコストが大幅に上昇した下請事業者から単価の引き上げを求められたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注することは、買いたたきに該当するおそれがある（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の5（2）ウ）。
- 事業者団体等との連携拡大を通じた  
全国津々浦々への周知徹底  
・下請法に関する新しい動画の公開

- 電話番号 0120-060-110  
【受付時間】10:00-17:00  
(土日祝日・年末年始を除く。)

- 公正取引委員会は、本年9月の「価格交渉促進月間」における中小企業庁をはじめとした関係省庁による取組の成果や情報収集の成果も踏まえつつ、**下請法違反行為等に對して厳正に対処していく。**
- 本対応強化の成果を踏まえつつ、**更なる取組を踏まえつつ、実施していく。**

# 不正当なしづわ寄せに関する下請木目談査窓口

公正取引委員会では、取引先から最低賃金の引き上げ等に伴う不当なしづわ寄せを受けるおそれのある中小事業者等の皆様から、下請法に関する相談を受け付けております。

フリーダイヤル

**0120-060-110**

【受付時間】10：00～17：00  
(土日祝日・年末年始を除く。)

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。  
※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

# 中小事業者等のためのオンライン相談会

公正取引委員会では、中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を開催しております。

## ○対象

下請事業者をはじめとする中小事業者等（原則3社以上）の代表者又は従業員  
(所属する団体の定例的な会合での開催も可能)

## ○開催方法

WEB会議システムを用いて実施

## ○申込方法

相談会の開催を希望する中小事業者等（原則3社以上）は、代表の中小事業者等が参加人数分を取りまとめた上、以下の記入事項を電子メールに記入の上、申込先メールアドレスまで送信してください。

### ・記入事項

申込代表者の会社名・所在地・資本金額・業種

申込代表者の氏名・連絡先（電話番号）

参加者の人数  
参加者の概要（例：下請事業者、物流事業者、納入業者）

開催希望日（第1希望から第3希望まで。土日祝日は不開催）

相談内容（複数可。簡潔で構いません。）

### ・申込メールアドレス

Soudankai-○-jftc.g0.jp

※迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-○-」としております。電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。

## ○その他

- ・申込みが多数の場合、御希望どおりにお受けでき場合がありますので、御了承ください。
- ・申込みの際に御提供いただいた個人情報は、相談会業務以外の目的には一切使用しません。

# 発注書面

## 未然防止のトライブル

買いたたき

減額

支払遅延

11月は下請取引適正化推進月間です



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

<https://www.jftc.go.jp/>



<https://www.chusho.meti.go.jp/>

相談窓口は  
こちら



# 注意!!

## 最低賃金の引上げに伴う対応はお済みですか？

最低賃金の引上げにより労務費等のコストが大幅に上昇した下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注することは、買いたたきに該当するおそれがあります（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の5(2)ウ）。

（参考：下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の抜粋）

### 第4 親事業者の禁止行為

#### 5 買いたたき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。

公正取引委員会では、下請法をいつでも、どこでも学ぶためのコンテンツを作成しています



#### そもそも下請取引適正化推進月間とは？

より多くの方に、下請法を広く知っていただくことを目的とした、下請法普及啓発強化月間です。公正取引委員会のSNS上で下請法に係る情報を集中的に流したり、下請法の基礎知識に係る講習会を集中して開催します。下請法を学びたい方は、是非各種コンテンツをご利用ください。



公正取引委員会  
キャラクター どっくん

